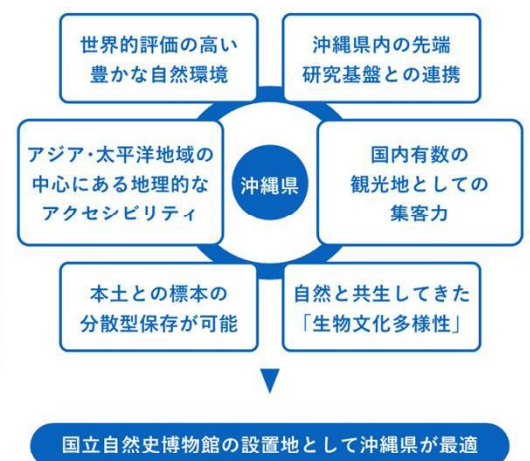


国立自然史博物館の設立

- 国立自然史博物館の設立は、自然環境の保全・再生、災害メカニズムの解明、新資源の発見や工学的応用といった地球規模の課題解決とイノベーションの創出につながり、東アジア・東南アジアにおける自然史科学の拠点となるのみならず、我が国の人材育成や国際貢献のハブとして機能し、さらに、教育・観光面での貢献に加え、本県の人材育成や沖縄振興にも大きく寄与する。

- 日本学術会議においては、東日本大震災を契機とし、5年あまりにわたって審議を重ね、平成28年5月に国立自然史博物館の設立の必要性とあわせて、沖縄県が最適地であると提言をとりまとめている。
- 令和5年10月から、国立自然史博物館の設立誘致に向けて、沖縄県議会において超党派で議員連盟が結成されている。
- 令和7年12月には、経済団体、沖縄県市長会・町村会や沖縄県市議会議長会・町村議会議長会など68団体(令和8年1月31日現在)で構成する「国立沖縄自然史博物館誘致県民会議」も設立され、機運が高まっている。

- 国立自然史博物館は、自然史標本の収集・整理・保管や自然史標本に基づく自然史科学の研究、研究成果を活用した展示・教育・普及の3つの役割を有し、自然史科学を刷新・加速させるものである。
- 膨大な標本数を保有する自然史博物館は18世紀に欧州で誕生し、19世紀から20世紀にかけて北米やアジア・オセアニアなど世界各地に広がっているが、東アジア・東南アジア地域においては、多様な自然に恵まれながらその解明が進んでおらず、自然史研究が遅れている。
- 自然史研究はあらゆる科学の基礎であり、極めて重要とされており、国立自然史博物館を設立することは、我が国の自然史研究の発展・向上に寄与し、ひいては国際的にも大きく貢献するものである。



- 我が国は世界の生物多様性のホットスポットといわれており、中でも本県の位置する南西諸島は、世界自然遺産に登録された生物多様性の宝庫であるとともに、地質学的にも気候帯的にも、最も重要な地域として世界から関心が寄せられている。
- 沖縄県は、本土で大規模災害が発生した際、標本喪失を防ぐバックアップとしての地理的優位性を有することに加え、東アジア・東南アジア諸国に隣接している。
- 東日本大震災で露呈した自然史科学研究体制（標本の保管等）の脆弱性を克服し、アジア各国と連携し、自然史研究を進めるために、国立自然史博物館を沖縄県に設立する必要がある。
- 国においては、国立自然史博物館の設立・誘致に係る所管省庁も決まっていない状況にある。

【これまでの取組】

県では、令和4年5月策定「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に、アジアの自然史科学の拠点「国立沖縄自然史博物館」の設置促進を掲げ、あらゆる機会を捉えて誘致に努めていくと明記し、シンポジウムやテレビCM等広報活動を実施するなど、国立自然史博物館の設立に向けた機運醸成に取り組んできた。

令和6・7年度には沖縄県国立自然史博物館誘致に関する検討委員会を設置し、「国立自然史博物館誘致に向けた検討報告書」をとりまとめたところである。

また、国に対し、国立自然史博物館の誘致や骨太の方針に位置付けることについて要請してきたところであるが、設立・誘致の実現に向けた取組の強化を進める必要がある。

1. 国立自然史博物館の沖縄県への早期設立の実現に向けた取組

担当部課

環境部 自然保護課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



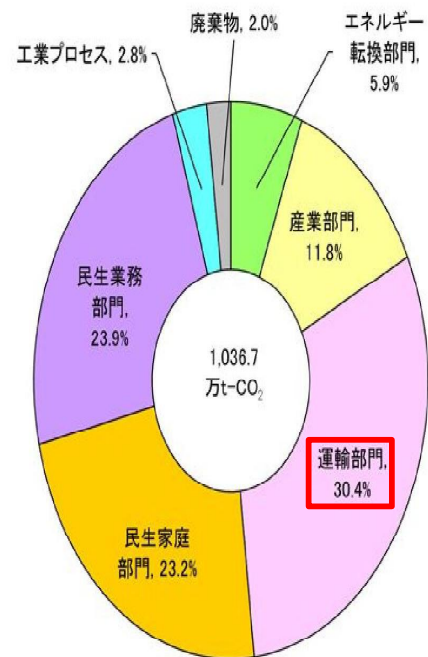
1-(2)-ア 自然環境・生物多様性の保全・継承

- 島しょ地域の特性を踏まえたエネルギー社会基盤の整備

- エネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すGXの考え方について、島しょ県である本県の特殊性を考慮した上で取り入れることで、脱炭素化と産業振興の両立を図り、持続可能な成長を支えるエネルギー社会の形成を目指す。

- 国は令和3年6月に、地球温暖化対策推進法を改正し、「パリ協定」で掲げる目標や「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として、法に明確に位置づけ。
- 県でも令和5年3月に第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画を改定し、2030年度の温室効果ガス排出量削減の中期目標として、これまでの2013年度比26%削減を意欲的目標と位置づけ、新たに2013年度比31%削減を挑戦的目標として加えるとともに、長期的目標として2050年度温室効果ガス実質排出量ゼロ（カーボンニュートラル）を目指すことを掲げている。
- エネルギー部門に関しては、令和4年3月に「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」を改定し、これまでの2030年度再生可能エネルギー電源比率18%を意欲的な目標と位置づけ、新たに26%を挑戦的な目標として掲げている。
- 国は2025年2月に、地球温暖化対策計画を改定し、2050年カーボンニュートラルに向け、2035（令和17）年度、2040（令和22）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度比でそれぞれ60%、73%削減することを目指すとしている。
- 国は国内外のエネルギー情勢の変化を踏まえ、新たに「GX2040ビジョン」及び「第7次エネルギー基本計画」を2025年2月に閣議決定し、2040年度の再エネ電源比率の見通しを4割～5割程度とする等、S+3Eの原則の下、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指すこととしている。
- これを受けて沖縄県においても、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画及び「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」を改定することとしており、2040年度の温室効果ガス排出量の削減目標及び再エネ導入に係る目標を新たに設定し、取組を強化するために改定を行っているところ。
- 一方で、近年、我が国では、不安定な世界情勢の影響や、円安、賃金上昇など、複数の要因を背景に物価高騰が生じている。日本銀行によると、2025年度以降も物価上昇傾向は続くと予想されている。
- 国際情勢の影響による資源価格の高騰や円安の影響により、燃料価格が高騰した。電力においても燃料費調整額が上限に達したことにより、沖縄電力は電気料金の値上げ改定の申請を行い、令和5年度に認可された。これらの結果、電気料金が値上がりし、県民生活の負担となっている。

- 県内の温室効果ガス総排出量は、基準年度（2013年度（平成25年度））以降おおむね横ばい傾向にあったなか、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動が停滞したことにより減少したが、最新のデータである令和4年度は航空旅客運送業や宿泊業等の観光産業が回復してきたことで増加に転じた。
- 自動車への依存が極めて高い本県において、部門別二酸化炭素排出量は運輸部門の占める割合が高く、その脱炭素化が課題となっている。
- 県内の電気自動車等の普及率は、令和6年3月末現在、電気自動車の普及率は全国0.24%に対し県内が0.16%、プラグインハイブリッド車の普及率は全国の0.31%に対し県内が0.18%で、全国の普及率の約6割程度にとどまっている状況にある。
- 島しょ県である沖縄県は本土の電力系統と連携されておらず、構造的不利性から現時点では化石燃料に頼らざるを得ず、他県に比べ再生可能エネルギーの導入が進みにくい。
- 系統側が整備することでより多くの再エネの受け入れが可能となる蓄電池設備に関する補助金は一般送配電事業者が対象外となっている。このため、沖縄県固有の事情により一般送配電部門が分社化していない沖縄の電力会社は当該補助金を活用できない状況にある。
- 電源の高経年化が進む中で、電力の安定供給のための供給力維持・機器更新、再生可能エネルギーの更なる導入拡大のための系統増強、脱炭素電源など様々な投資の必要があり、今後も電力供給コストの上振れが見込まれるため、各種税制優遇措置や沖縄公庫からの財政投融资等の一層の政策的な支援が必要。
- 沖縄県は、供給コストの高い離島を多く抱えているなど地理的・地形的特性等により高コスト構造となっており、県外の旧一般電気事業者9社の平均と比較して電気料金は高い。
- 沖縄県の県民所得は全国平均の約7割程度で推移している。



沖縄県のCO2排出構成（2020年度）
出典：第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画改定版

【これまでの取組】

県では、運輸部門の脱炭素化を進めるため、県公用車を率先して電動車（EV・PHV）へ転換するとともに、バス事業者等のEVバス・専用充電設備や離島過疎地域における電動車、充電設備の導入費用を支援している。

再生可能エネルギーの導入拡大については、離島における太陽光発電の導入を支援するとともに、島しょ地域に適したバイオマス資源や水素・アンモニア等の次世代エネルギーの可能性調査を実施している。**あわせて、民間事業者による水素実証などの取組も含め、次世代エネルギーの社会実装に向けた知見の蓄積が進みつつある。**

地理的・地形的特性等により高くなる電気料金を低減するため税制の特例措置を実施している。脱炭素化と産業振興の両立に向け、持続可能な成長を支えるエネルギー社会を形成するためには、更なる取組を進める必要がある。

1. **商用車・レンタカー等の電動車導入促進に関する取組の拡充（補助金の処分制限期間の短縮等）**
2. **系統用蓄電池への国支援の要件緩和、水素等の拠点整備に向けた取組**
3. **再エネ設備等に対する税制特例措置**
4. **引き取りに係る特定石炭等の石油石炭税の免除の延長**
5. **電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長**

担当部課

環境部 環境再生課、商工労働部 産業政策課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



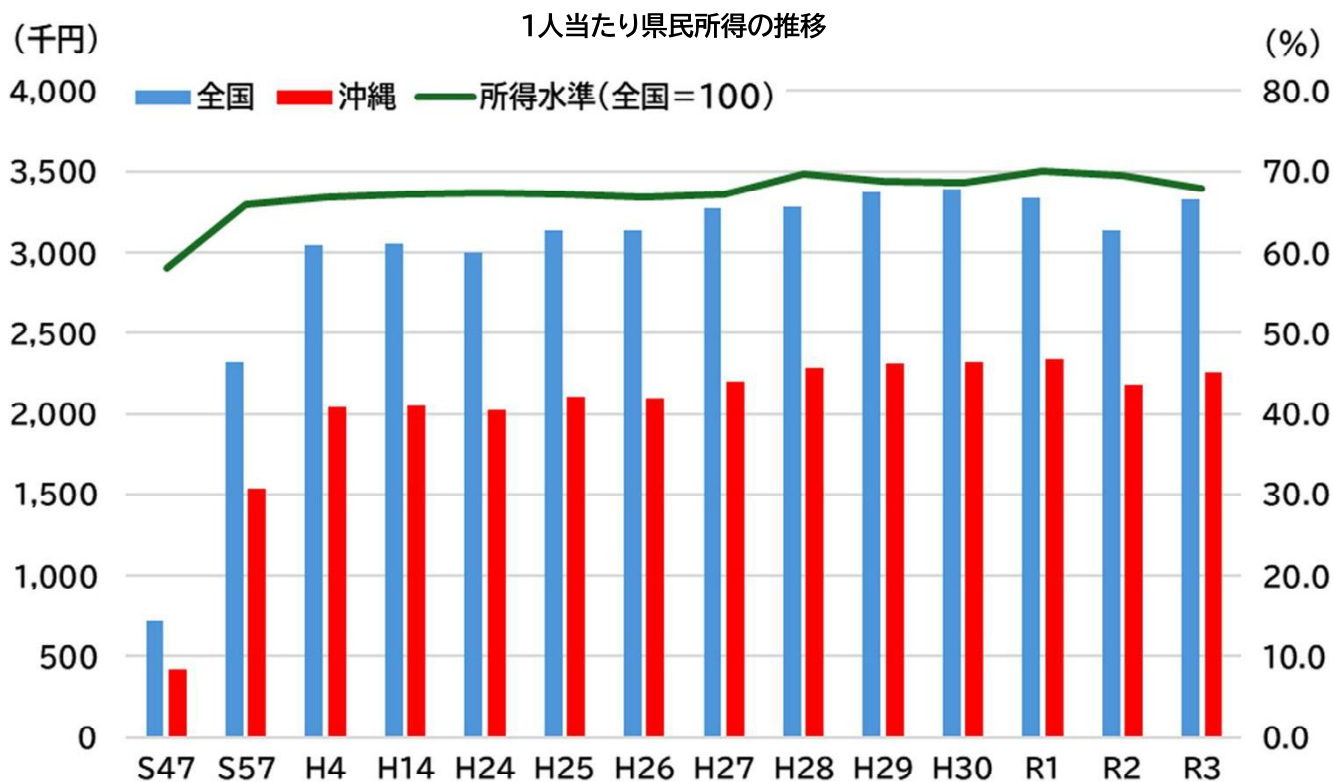
- 1-(1)-ア 脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進
- 1-(1)-ウ 人と環境に優しいまちづくりの推進
- 2-(7)-ア 計画的な生活基盤の整備
- 3-(8)-ア 多様なものづくり産業の振興

政策 ■ 揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置

目指すがた ■ 1人あたり県民所得、完全失業率、世帯消費支出に占めるガソリン代の割合が全国平均程度に達している。

環境の変化等 ■ 近年、我が国では、不安定な世界情勢の影響や、円安、賃金上昇など、複数の要因を背景に物価高騰が生じている。日本銀行によると、2025年度以降も物価上昇傾向は続くと予想されている。
 ■ 県では、揮発油税及び地方揮発油税（国税）の軽減措置の一部を石油価格調整税として課税し、その税収を実質的な財源に石油製品輸送等補助事業を実施し、離島における石油製品の価格安定と円滑な供給を図っている。

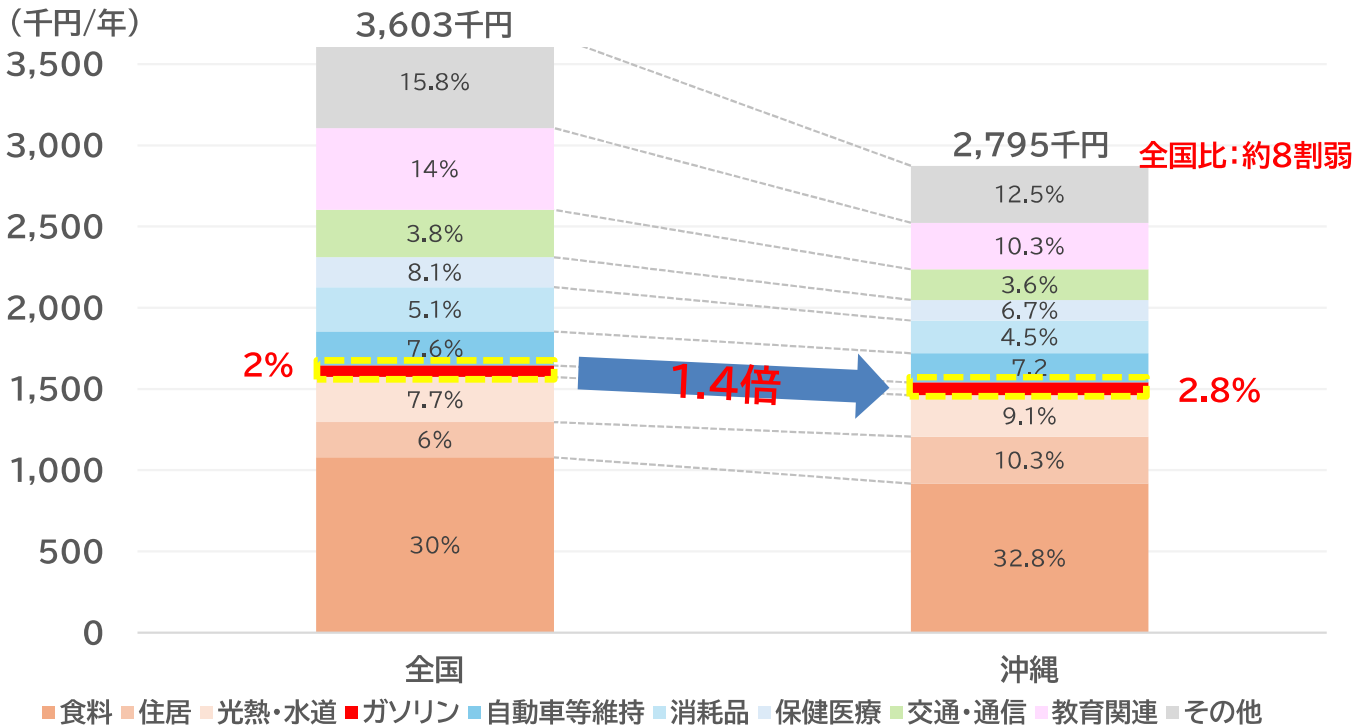
■ 本県の1人あたり県民所得は全国平均の約7割と全国最下位にとどまっている。
 ■ モノレール以外の鉄軌道がなく、陸上交通の移動手段は専ら自動車に依存しており、家計消費支出に占めるガソリン支出の割合は全国平均の約1.4倍となっている。
 ■ 離島のガソリン価格については、軽減措置を踏まえてもなお、全国と比較して高い水準となっている。



出典：県民経済計算

現状・課題等

世帯消費支出内訳



【これまでの取組】

県では、令和6年度税制改正における指摘を踏まえて、県民の移動手段が自動車に依存せざるを得ない状況のなか、揮発油税等の軽減措置が県民生活に与える影響を調査するほか、地球温暖化対策の取組などを進めており、軽減措置のあり方を検討している。

1. 揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の延長

担当部課

生活福祉部 生活安全安心課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



2-(8)-ア 人流・物流のコスト低減と情報通信基盤の強化

■ 防災対策の推進

- 本土から本県への応援や、本島から県内各離島等への応援が到着するまでの間を自力で乗り切れるだけの防災体制・基盤を充実・強化し、市町村の防災力の向上を図る。
- 本県では鉄筋コンクリート造の住宅が多く、木造住宅に比べて耐震診断や改修費用が高額なことから、耐震診断・改修を行いやすい環境の整備をすることで、地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図る。

<地域における防災対策関係>

- 全国では、能登半島地震、豪雨災害などが、本県においても、令和6年本島北部豪雨災害、令和7年度には大東島地方における大雨災害などが発生しており、災害が激甚化・頻発化している。
- 国においては、事前防災、災害対応の司令塔となる組織として、防災庁の設置を予定している。

<民間における防災対策関係>

- 令和7年に耐震改修促進法に基づく基本的な方針が見直され、住宅について耐震性が不十分なものの概ね解消への目標が令和12年から令和17年へ延長された。
- 近年の物価高騰を背景に、県民の家計は圧迫されており、耐震診断や改修等に費用をかける余裕がないと思われ、耐震化促進の支障となることが懸念される。

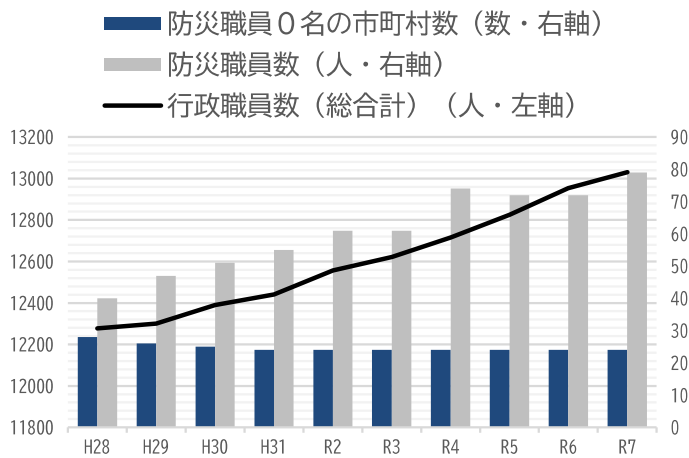
<地域における防災対策関係>

- 本県は、本土から離れた広大な海域に多くの小規模離島が散在する島しょ県であり、災害発生時には、沖縄本島を含め、県外・島外からの応援派遣や物資輸送、救出救助の到達が、他県に比べ容易ではなく、一定期間の自給が求められる。
- 特に、一島一町村など小規模自治体では、超少子高齢社会と社会的移動による人口の流出・減少も相まって、災害発生時に自給体制を構築・維持するだけの基盤そのものが脆弱である。
- 小規模自治体においても、県内41市町村のうち防災職員が0名の自治体が24に及ぶなど、行政職員の不足が深刻であり、例えば、災害時の行政機能の維持を目的とする業務継続計画の見直しや、島外からの応援の受入れ体制を定める受援計画の策定が追い付いていないなど、防災体制の構築と基盤の整備が滞っている状況である。なお、国の防災基本計画で市町村の努力義務とされている防災行動計画(タイムライン)についても、県内市町村では、まだ策定されていない。

【参考】・市町村業務継続計画は全市町村策定済み（※見直しが進んでいない課題あり）

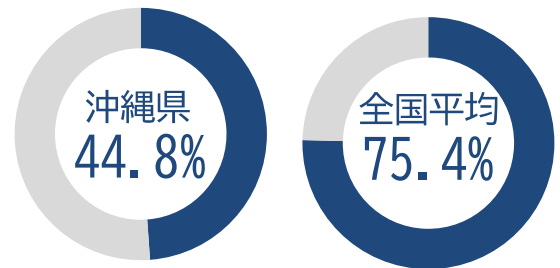
・市町村受援計画策定率 全国 75.4%、沖縄 48.8%

県内における行政職員等の状況



出典 総務省「地方公共団体定員管理調査（平成28年～令和7年）」をもとに作成

受援計画の策定状況



出典 総務省「地方公共団体における業務継続計画・受援計画策定状況の調査」をもとに作成

- **本県においては、超少子高齢社会において人口が減少する中であっても、沖縄の抱える地理的特性を克服し、災害時においても県外・島外からの応援が到着するまでの間を自力で乗り切れるだけの防災体制・基盤を充実・強化し、市町村の防災力の向上を図ることが急務である。**

＜民間の防災対策関係＞

- 沖縄県の建築物は全国に比べ鉄筋コンクリート造の割合が多い（令和5年度現在、全国が36%に対し、沖縄県は93%が鉄筋コンクリート造）。

住宅の構造別割合の比較



出典：令和5年住宅・土地統計調査

- 耐震診断・耐震改修費用は木造に比べ一般的に高額であり、補助上限額である204千円では県民の経済負担が大きい。

（参考：耐震診断費用）

- ・木造：10万円～20万円/棟
- ・鉄筋コンクリート造：数十万～100万円程度/棟

- 耐震診断等に関する周知活動を実施しているが、耐震診断等を実施するかの判断は所有者となるため、高額な費用が足かせになり、耐震診断等の実施に至らない。

【これまでの取組】

＜地域の防災対策関係＞

県では、沖縄県地域防災計画に基づき、地震、津波を含むあらゆるリスクを想定し、沖縄の抱える地理的特性を踏まえながら、ハード、ソフト両面から防災施策に取り組んできた。

市町村に対しては、市町村職員を対象とした自主防災組織結成・活性化支援のための研修や国の財政支援制度の活用のご案内などこれまでの支援のほか、市町村職員の防災知識の習得に特化した防災訓練(基礎訓練)の新設・実施や、災害発生時の連絡調整員・応援職員のプッシュ型派遣など、少ない人員においても市町村の防災力に偏りが生じないように、県主導による新たな支援を講じているところである。大規模災害に備え、今後も市町村支援の取り組みを強化する必要がある。

＜民間の防災対策関係＞

県では、沖縄県耐震改修促進計画に沿って耐震に関する普及啓発活動を行っている。具体的には、住宅及び建築物の耐震化については多額の費用を要するため、簡易的に診断を行う簡易診断や塩分分析調査を行い、耐震性の把握に努めている。また、県民向けの耐震に関するセミナーや耐震化促進に係る普及啓発ポスターを作成しているほか、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画に基づく県民からの耐震に関する相談窓口を設置することで、耐震に関する意識を向上させ、耐震化促進を図っている。地震による建築物の倒壊等から県民の生命及び財産を保護するため、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画による耐震診断・改修を行いやすい環境の整備や負担軽減に向けては、更なる取組を進める必要がある。

1. **市町村の業務継続計画の内容充実及び受援計画の策定に関する取組**
2. **民間の耐震診断等に係る取組の拡充**

担当部課

知事公室 消防防災対策課、土木建築部 建築指導課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



2-(4)-ア 危機管理体制の強化

2-(4)-イ 大規模災害等に備えた強くなやかな県土づくりの推進

- 安全・安心な生活環境のための公共インフラ整備

- 水の安定供給に重要な役割を果たす海水淡水化施設の更新整備、老朽化した港湾施設の適切な維持管理を通じて県内における公共インフラを整備し、安全・安心な生活環境を実現する。

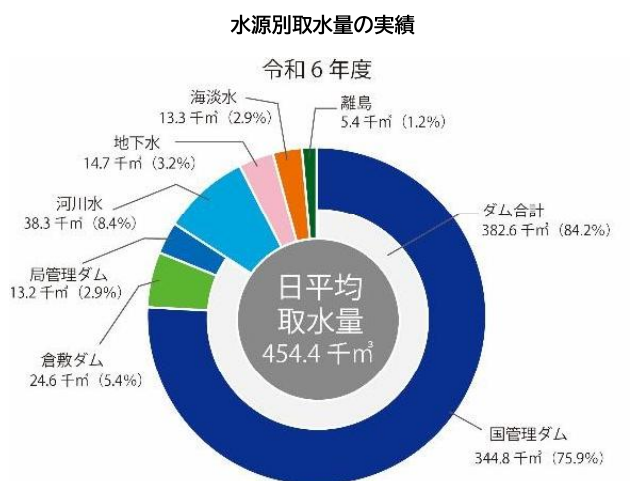
<安全・安心な水の供給>

- 令和6年4月にはUSEPA(米国環境保護庁)により飲料水規則案が公表され、厳しい監視体制が導入されるなど、世界各国でPFAS(人工的に作られた有機フッ素化合物)規制の動きがみられる。
- PFOS等問題により一部中部水源の取水抑制を余儀なくされているとともに、今後本島北部や中部に点在する各取水施設について老朽化に伴う計画的な更新を進める必要があり、安定した水源確保に向けて、海水淡水化施設の役割、重要度がさらに増している。

- 令和7年11月24日に発生した導水管の破損事故においては、北部にある水源からの導水が停止するなか、都市部にある海水淡水化施設をフル稼働させたことにより、北谷浄水場系の断水は生じなかったところであり、事故発生時においても重要な役割を担っている。

<港湾施設>

- 国では、人員面、技術面及び財政面の課題を解決する為、「港湾施設の持続可能な維持管理に向けた検討会」立ち上げており、維持管理関連ガイドラインの改定の動きがあり、港湾の維持管理における重要性が増している。
- 令和6年度の点検時に性能が低下していると判断された施設は24%となっており、令和3年度の20%から4%増加。
- 国際流通港湾の中核を担う那覇港公共国査コンテナターミナルでは、港湾施設の老朽化の進行により、ターミナル機能の停止リスクや荷役作業の安全性確保の懸念、信頼性低下が顕在している。



※数値は端数処理のため一致しない場合があります。

出典:企業局概要

<水の供給>

- PFOS等対策による取水抑制や老朽化した取水施設の計画的な更新にあたっては、それに対応した水の供給能力が必要となるが、そのためには海水淡水化施設をフル稼働させる必要がある一方、老朽化した当該施設の継続したフル稼働には懸念がある。
- 耐用年数を超過した海水淡水化施設の緊急かつ集中的な更新整備が必要となっているが、全国的にも課題となっている老朽化した水道管等の計画的な更新・整備も必要とされている中、海水淡水化施設の更新整備に必要とされる事業費約260億円の財源確保が課題となっている。

<港湾施設>

- 令和6年度の点検時に性能が低下していると判断された施設は24%となっており、令和3年度の20%から4%増加。
- 現在活用している起債が令和8年度までの時限措置となっているため、2億円未満の老朽化対策については県単独費のみでの対策となり、予算の確保が課題となる。
- 県内唯一となる公共国際コンテナターミナルの施設老朽化が顕著となっており、那覇港では特に県内他港には無い荷役機械や機器も設置されており、それらの老朽化対策等の機能維持は、顕在化する海上物流停滞のリスクを回避する上で最重要課題となっている。

【これまでの取組】

<安全・安心な水の供給>

渇水時や事故発生時において、ダム水や河川水の取水・導水量が低下した際は、人口の集中する都市部に位置し、季節や気象条件に左右されることなく水の確保が可能である海水淡水化施設を重要な水源として活用している。他方、海水淡水化施設については、供用開始から30年近くが経過していることに伴い老朽化が進行しており、今後の安定供給にあたっては、更新整備が必要となっていることから、海水淡水化施設については、その更新事業のコスト縮減に資する官民連携の設計・施工一括発注方式の調査・検討に取り組んでいる。

<港湾施設>

港湾施設については、日常パトロールによる修繕確認や、市町村からの修繕要望を受けた場合の起債事業や県単独費を活用しての修繕等に取り組んでいる。

公共インフラの整備による安全・安心な生活環境の実現に向け、更なる取組を進める必要がある。

島嶼県である沖縄県において海上物流の確保は特に重要であり、国際流通港湾である那覇港において、那覇港公共国際コンテナターミナルの安全かつ安定的荷役に向け健全な施設維持に取り組んでいるものの、荷役機械の長寿命化や更新など抜本的な対策による、物流機能の維持に向けた環境整備が必要である。

1. PFOS等対策による取水抑制等に対応するための安定した水源確保に向けた取組（海水淡水化施設の更新整備）
2. 港湾改修（既存施設の延命化）に関する取組の拡充
3. 国際流通港湾持続可能環境整備に向けた取組

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



2-(4)-イ 大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりの推進

2-(7)-ア 計画的な生活基盤の整備

3-(4)-ア シー・アンド・エアなどの多様な国際物流ネットワーク強化と物流コストの低減

3-(11)-ウ 経済成長を加速させる拠点港湾機能やネットワーク機能の強化拡充

- 戦後処理問題(不発弾、所有者不明土地、遺骨収集)の解決に向けた環境整備

- 全ての工事における不発弾探査や戦没者遺骨収集の強化、所有者不明土地の抜本的解決に向けた取組を通じ、沖縄戦を要因とした今もなお解決していない問題の早期解決を図り、地域社会への多大な影響や住民の過重な負担を軽減し、県民生活の安全・安心を目指す。

<不発弾関係>

- 近年、都市部における再開発やインフラの再整備の進展に伴い、密集した地域で不発弾が発見されるケースが増加している。

<所有者不明土地>

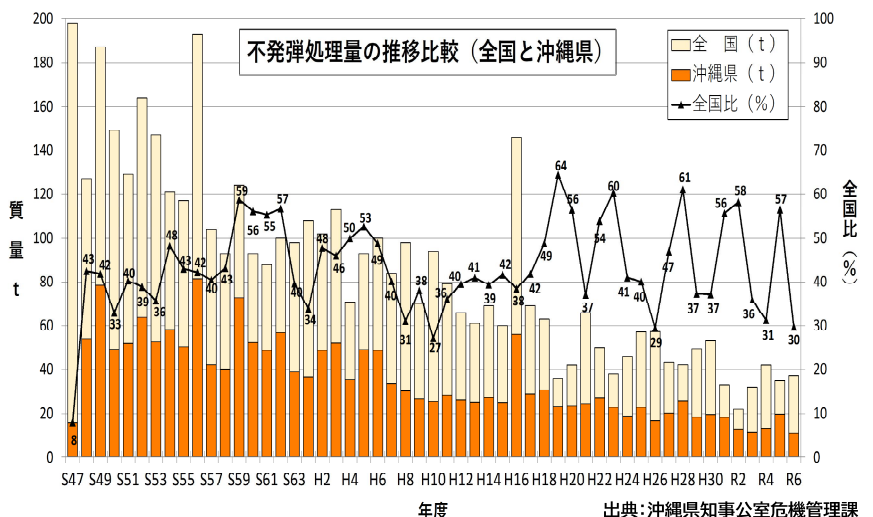
- 令和3年の民法改正により創設された「所有者不明土地管理制度」が令和5年4月より施行され、所有者不明土地でも利害関係人の申し立てにより、地方裁判所の許可が得られれば、当該土地を処分できるようになったため、当該土地の有効活用が可能となった。

<遺骨収集>

- 令和5年6月に戦没者遺骨収集推進法の改正法が可決、成立し、遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間が5年間延長され(令和11年度まで)、国においては、計画に基づき、遺骨収集事業の着実な推進に取り組むこととしている。

<不発弾関係>

- 先の大戦において、国内で最大の地上戦が行われた地であり、戦後80年が経過した今もなお、処理されていない不発弾が数多く残されている。
- 密集した地域での不発弾処理場の設置にあたっては、近接する建物や工作物への影響を確認するための事前調査など、従来にはなかった対応が求められるようになっている。
- 不発弾等対策は、県・市町村を中心に自衛隊・警察など複数の機関が役割を分担して対応しているが、処理の適時性に限界があり、探査から処理までを一括して国が担うことで早期処理が可能となる。



- 不発弾等処理交付金は、陸地にある不発弾等のみが対象とされており、海域における不発弾等処理の経費を自治体が負担している。

<所有者不明土地>

- 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に基づく登記官の所有者探索制度により所有者探索調査を実施した245筆のうち、登記が完了したのは84筆、そのうち所有者が判明したのは1筆のみ。
- 戦後80年が経過し、関係者の高齢化や土地周辺の風景の変容、周辺住民の移り変わりにより証人、物証の確保が困難であり、真の所有者への返還が進んでいない。

<遺骨収集>

- 近年の収骨ではボランティアの実績が7割を超えているが、欠かすことのできない担い手であり、支援を拡充する必要がある。

【これまでの取組】

県としては、戦後処理問題の解決に向け、以下の取組を進めているものの、国の責任の元、対策を加速化させる必要がある。

<不発弾関係>

住宅等の新築・建て替えにあたって施主に費用負担が生じないよう磁気探査の補助を実施しており、認知度向上と利用促進に取り組んでいる。

<所有者不明土地>

所有者不明土地の解消に向け、国、市町村及び関係機関との意見交換会に参加しているほか、専門家を含めた検討会などで関連法を調査研究することで所有者不明土地管理制度の知見を深めている。パネル展開催や弁護士による無料法律相談会を実施し、制度の活用促進を図っている。

<遺骨収集>

戦後80年が経過したことにより、新たな遺骨情報が少なくなっているため、遺骨情報収集の役割を担う戦没者遺骨収集センターの広報周知に努めるほか、ボランティアの支援拡充等に取り組んでいる。

1. 不発弾対策(不発弾一時保管庫の管理運営を含む)の実施主体を県・市町村から国へ変更、不発弾等処理交付金の対象区域を海域へ拡大するなど不発弾処理の推進に向けた取組の拡充
2. 国による所有者不明土地に関する解消に向けた事業計画の策定、所有者不明土地の公共利用推進に向けた取組等など所有者不明土地の解消に向けた取組
3. 戦没者遺骨収集の取組(専門的知見を有する職員の配置、遺骨収集活動の強化)



2-(9)-イ 残された戦後処理問題の解決